

総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
職名	区分	報酬		職名	区分	報酬	
		日額	月額		年額		日額
略				略			
表彰審査委員会委員		5,900		表彰審査委員会委員		5,900	
コンプライアンス推進監			300,000	コンプライアンス推進監			
略				略			

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。